#### 10月は、キャンペーン月間です!「ワークライフバランスを進めましょう」



仕事と子育てなどの家庭生活の調和を意味する「ワークライフバランス」という考え方が、企業にとって人材 の確保・定着という視点からも注目されています。

八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)では、今年度からワーク ライフバランスを推進するキャンペーンを実施します。

10月をキャンペーン月間とし、特に21日(日)から27日(土)は、キャンペーン週間として定時退社を呼び かけています。また、29日(月)にはワークライフバランス推進フォーラムも開催します。皆さんの職場でも定 時または早めの退社に努めるとともに、働き方を見直してみませんか?

#### 「八都県市ワークライフバランス推進フォーラム」

日 時: 平成19年10月29日(月)

場 所:アルカディア市ヶ谷3階富士(東)の間(東京都千代田区九段下4-2-25)

基 調 講 演	「ワークライフバランス実現のために―「時間制約」による働き方の革新を一」 佐藤 博樹氏 (東京大学社会科学研究所教授)		
企業事例報告会	コーディネーター 榊原 知子氏 (読売新聞) コメンテーター 渥美 由喜氏 (富士通総研)		

【問い合わせ先】川崎市健康福祉局こども事業本部(企画調整担当) TEL:044-200-3733 (直通) FAX:044-200-3933

#### すくらむ21の講座&キャンペーン情報

●講座「夢をかなえるためのライフプランニング」の開催

H	時	平成 19年 10月27日(土) 10時~ 12時
内	容	講師:中原越氏(ファイナンシャルプランナー)マイホーム取得、子どもの教育、趣味、独立、病気になったときなどについて、ワークライフバランスの視点から、今後のライフブランを考えます。

#### ●啓発キャンペーン 「あなたにとってワークライフバランスとは?」

開催期間	平成19年9月21日(金)~10月31日(水)
内 容	○ワークライフバランスに関するビデオ上映(20分) ○すくらむ21の玄関ホール・1階交流室にて一言メッセージボード、モビール型バランスボードの設置をしています。みなさんがどのように「ワークライフバランス」を捉えているのか、視覚的に紹介しあうものとなっておりますので、ご来館時には、ぜひ参加して下さい。



#### お知らせ

#### 2008年2月のすくらむ21はイベント満載

2月2日(土) … 女性のための就労応援フェア開催予定

2月3日(日) … 第3回 すくらむ21まつり開催

テーマは『めざそう! 仕事と暮らしの調和~快適なまち、かわさきを~』 / 詳細は、ホームページにてご案内いたします。

#### アクセスご案内

#### 044-813-0808 (代表TEL)

川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)/〒213-0001 川崎市高津区溝口2-20-1 FAX: 044-813-0864 URL: http://www.scrum21.or.ip

【交通】JR 南武線 「武蔵溝ノ口駅 」、東急田園都市線 「溝の口駅 | 下車・徒歩 10分



性暴力、こころ、からだ、性差別、子育て、仕事……いろいろな 悩みを、女性の立場に立って、女性の相談員がお伺いします。 相談の秘密はお守りいたしますので、お気軽にお電話ください。

044-811-8600 (ハロー・ウィメンズ110番)

月・水・木● 10:00~15:00 ■ 13:00~18:00 火・土・日・祝日● 12:00~17:00

▶ 面接相談(面接予約受付)

#### 044-811-8600 (ハロー・ウィメンズ110番)

悩みを抱えている女性への面接相談、暴力相談 第1・第3木曜日● 10:00~12:00

第 2 木曜 日● 10:00~14:00

女性弁護士による法律相談 第1・第3木曜日● 13:00~15:00

※年末年始はお休み

※聴覚に障がいのある方など、電話でご相談できない場合には、面接 相談でお受けしております。電話でお申し込みができない場合には、 FAX (044-813-5872) をご利用ください。



次回は「第3回すくらむ21まつり」の特集記事を掲載します。お楽しみに! 2008年3月発行予定です。

▼ ホームページも見てネ! http://www.scrum21.or.jp

すくらむ 21 通信 vol.28 AUTUMN 2007

・発 行 ● 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21) /〒213-0001 川崎市高津区溝口2-20-1

TEL: 044-813-0808 / FAX: 044-813-0864 / URL: http://www.scrum21.or.jp

発 行 年 月 日 ● 2007年10月20日

編集・発行:川崎市男女共同参画センター URL http://www.scrum21.or.jp

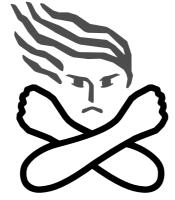




## 私たちの身近に潜む暴力 ・・・ STOP the 暴力!

#### 配偶者暴力防止法が改正され、平成20年1月11日に施行されます!

配偶者からの暴力の根絶をめざして内閣府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の推進期間としています。それに連動する形で、当センターでも協力団体と共に講座の実施や啓発誌などの紹介を通じてDVに対する理解を促す取り組みを行います。今号では、弁護士、DV被害者支援団体のそれぞれ現場からの声をご紹介し、DVが私たち一人ひとりの身近にある問題として一緒に考えていきたいと思います。



「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」

## 「配偶者暴力の根絶をめざして ~平成16年19年改正のポイントと課題~ |

弁護士 横溝 久美 氏

#### 1. 「法は家庭に入る」!?

今や、「ドメスティック・バイオレンス」とか「DV」という言葉を知らない人は殆どいないのではないでしょうか。日本語では「家庭内暴力」と訳されますが、児童虐待とともに、家庭という密室においてなされる現代社会の家族病理です。

かつて、夫婦・親子・恋人同士は愛情によって律せられ、そこに法は介入する必要性も相当性もなかったのです。しかし、暴力によって相手を支配しようという人間の不条理な感情がエスカレートする現実を目の当たりにして、法律に基づく規制が必要になりました。そして、

- ●ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年5月24日法律第81号)、平成12年11月24日施行
- ●児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)、 平成12年11月20日施行
- ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年4月13日法律第31号)、平成13年10月13日施行が、相次いで制定されました。

#### 2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

#### (1) 平成 16年の改正のポイント

- ①DVの定義が、身体的暴力のみならず精神的・性的暴力にも拡大されました。
- ②元配偶者に対しても保護命令を発せられるようになりました。
- ③被害者の子への接近禁止も命じられるようになりました。
- ④退去命令の対象となった住居の付近の徘徊も禁止できるようになりました。
- ⑤退去命令期間が2週間から2ヶ月に伸長されました。
- ⑥退去命令の再度の申立が認められるようになりました。
- などですが、DVの定義が拡大されても、保護命令は「身体に対する暴力」に対象が限られているなど、まだまだ不備な点が残りました。

#### (2) 平成 19年の改正のポイント

2

全国の警察が昨年 1 年間に認知した DV は 18,200 件を超え、過去最多になりました。内閣府の調査では、DV 経験がある女性は 4 人に 1 人に上るといいます。又、離れて暮らしても 2 人に 1 人は電話やメールなどで嫌がらせを受けています。

- この現実を踏まえた今年の改正のポイントは、
- ①保護命令の対象が、「身体に対する暴力」のみならず一定の「生命 身体への脅迫行為」に拡大されました。
- ②命令内容も、新たに、面会要求、被害者の行動を監視しているこ

とを告げる行為、著しく粗野又は乱暴な言動、無言電話や連続した電話・メール・ファックス、午後10時から午前6時までの間の連絡など8項目の6ヶ月間の禁止を加えました。

③かつては、接近できない相手を被害者本人と子に限定していましたが、被害者は暴力を振るう配偶者から離れたくても、被害者の 親族や支援者らへの危害を恐れて離れられないケースがあったので、被害者の親族や支援者らにも拡大しました。

#### 3. 今後の課題

#### (1)関連機関の連携

昨年、裁判所が出した保護命令は 2,200 件を超え過去最多。命令 違反には 1 年以下の懲役などが科せられますが、昨年は 53 件が検挙されました。

裁判所は、命令を出したら警察へは勿論、今改正で配偶者暴力相談 支援センターにも通知することになりましたが、警察・センター・そして民間団体がいかに連携をとって被害者保護に十全を期せるかが問われています。

#### (2)被害者の自立支援

又、被害者の自立に向けた支援も重要です。

被害者は十分な収入が得られず、日々の生活に不安を抱えています。 そこで、自治体には、支援に向けた施策(支援金交付、貸付など)の 充実を期待したいものです。

就職支援の一環として、能力開発・向上・研修のシステムも整備すべきでしょう。

#### (3) 民間シェルターへの財政援助

民間シェルターへの国や自治体の財政援助は乏しく、多くのスタッフは手弁当です。

ハード・ソフトの両面、マンパワーの充実の為に、財政援助は欠か せません。

#### (4) 加害者への啓発・研修

被害者への研修のみならず、加害者に対する研修も必要です。DV が人権侵害であることを加害者に認識させなければ、DV の根絶は望めないからです。

#### 4. まとめ

以上、今改正と今後の課題について、述べさせていただきました。 「DV」の文字が新聞紙上から消えるときは来るのか・・・。希望と熱意を持って、その日の到来を信じたいと思います。

#### 以上

#### 『データで見る被害の現状』

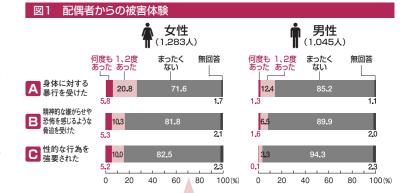
内閣府が平成17年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、これまでに結婚したことのある人(女性1,283人、男性1,045人)に、次の3つの行為をあげて、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から受けたことがあるかを聞いています。(図1)

また、「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことが『何度もあった』という人は、女性では10.6%、男性では2.6%でした。男女間における暴力について、依然として被害が潜在しているなど、深刻な実態が改めて浮き彫りとなっています。(図2)

繰り返される暴力に被害者は「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあれば、暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。また、「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

内閣府の平成18年度実施の「配偶者からの暴力 の被害者の自立支援等に関する調査 | によれば、相 手と離れて生活を始めるにあたって困ったことを尋 ねた問いに対し、「当面の生活をするために必要な お金がないこと」(54.9%) が最も多く、以下「自分 の体調や気持ちが回復していないこと」(52.9%)、 「住所を知られないようにするため住民票を移せな いこと」(52.6%)、「裁判や調停に時間やエネル ギー、お金を要すること」(48.9%)、「相手が怖く て家に荷物を取りに行けないこと」(48.1%)、「適 当な就職先が見つからないこと」(36.7%)等と なっています。この質問に対する回答者 1 人当たり の選択数は平均8項目で、相手と離れて生活を始め るにあたって複数の困難を抱える人が多いことが明 らかになりました。また、被害者女性のうち、「勤め 人 (パートタイムとして働いている)] 人が44.1% で最も多く、次いで「勤め人(フルタイムとして働 いている)] 人が22.0%となっています。夫から逃 げる場合、仕事を辞めなければならず、再就職を余 儀なくされ、再就職先を見つけることが困難なケー スも多くあります。生活保護や児童扶養手当などを 含めた現在の収入を尋ねると、図3に示すように、 1ヶ月当たりの収入は、「10~15万円未満」の 人が35.3%で最も多く、以下「5~10万円未満」 (21.7%) となっており、「5万円未満」 も含めると 回答者の3人に2人は平均月収は15万円以下で生 活をしていることが明らかになりました。

暴力の種類	具体的例	
身体的暴行	なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど身体 に対する暴行	
人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危えられるのではないかと恐怖を感じるような精神的な嫌がらせや感じるような脅迫		
性的強要	いやがっているのに性的な行為を強要	



#### 女性の約4人に1人が身体的暴行を受けている

#### 図2 配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある



#### 女性の10人に1人が配偶者からの被害を何度も受けている

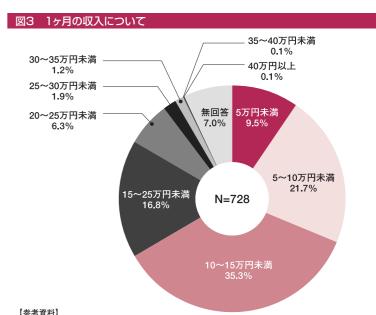


図1,2 内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成18年4月公表)」 図3 内閣府「配偶者からの暴力の被害者自立支援等に関する調査(平成19年4月公表)」

AUTUMN 2007 <u>长台也</u>2**/通信 3** 

### ~DVの現状と支援における課題~

特定非営利活動法人グループ・ビボ

#### ①グループ・ビボは開設7年目を迎えました!

平成13年4月に開設し、同年9月から神奈川県よりDV緊急一時保護 シェルターとして委託を受け活動してきた「グループ・ビボ」では、平成18 年度末までに同伴の子どもを含めて、521名の利用がありました。7年目 を迎えた今年度も、O歳の乳児を連れた女性から高齢の女性までと利用者 の状況は多岐にわたっています。この間、2回のDV防止法の改正もなされ、 DV被害への理解は着実に広がっていることがうかがえます。

DVだけでなく、シェルターを利用しなければならない女性たちの数は 減少することはなく、中には「行き場がない」ということで利用したが、今 までの生活を振り返ると自分の結婚生活がDVであったと気付く方もいま す。DV被害は、女性のみならず子どもの成長にも深い影を落とします。緊 急一時保護の短い期間は、スタッフやボランティアに多くの課題を投げか けられる場でもあります。具体的に次の2つの事例を本人承諾のもと、プラ イバシーに配慮しご紹介します。

#### ②過去に夫からDV被害を受けていた ~Aさんの場合~

Aさん(50代)は、結婚後、夫と自営で塗装業をはじめたが、バブル崩壊で 何千万円もの不渡りを出し経営困難に陥りました。借金返済のため、働かな い夫の代わりに朝から晩まで寝る間も惜しんで働き続けました。Aさんの 親族から多額の支援を受けたにもかかわらず夫は「親・兄弟なら当たり前の ことだ!」と言い放ち、酒に溺れていきました。ご飯の支度が遅いといって は殴り、風呂の用意ができていないといっては蹴り飛ばし、Aさんが仕事 で帰宅時間が遅いと家の中は無惨に破壊されていました。働けど働けど借 金は減らず心身共に疲れ果て病院にかかるお金もありませんでした。「これ じゃあ共倒れになってしまう」と10年前に離婚を決意し自己破産を済ま せました。それから数年後、心筋梗塞で倒れたAさんは就労もできず、親族 からの支援も難しいため福祉事務所に相談し生活保護を申請。シェルター へは「行き場がない」という理由で保護、受診となったが、本来DV被害者で す。その後Aさんは転居先も決まり、毎日リハビリ通院しています。

#### ③DVから子どもへの虐待へ ~Bさんの場合~

Bさん(40代)は、数年前、会社をリストラされた夫から、身体的暴力を受 け、且つ自宅に閉じこもりがちになった夫に代わって就労にでました。子ど もは高1・中1・小3の3人姉妹。長女は有名私立高校に進学していたため多 額の学費が必要なことから、Bさんの留守中、夫は常に長女を攻撃の対象 とし、大声で罵声を浴びせ、物を壊すなどの威嚇をし続けました。このよう な子どもたちへの虐待は1年以上続きました。そのため長女は不登校とな り自室に鍵をかけ一歩も出られなくなり、次女・三女も学校へ行くと家庭内 の後ろめたさがばれてしまうとの思いから続いて不登校になりました。B さんへの暴力も益々エスカレートしていき家族は崩壊していきました。B さんは市役所にあったDVの冊子が目にとまり、福祉事務所に相談。DVセ ンターを通じて母子4人は保護されました。現在、児童相談所と福祉事務所 の支援を受けながら安心した生活を送っています。

#### ④支援における課題

シェルター活動の中で今後必要な課題は、中長期間利用できるシェル ターとサポートネットワークです。やっとの思いで逃れた女性や同伴の子 どもは精神的にも身体的にも多くのダメージを抱えています。ひとり暮ら しが初めてという女性も少なくなく、また母子家庭として経済面や生活面 の不安や寂しさから、シェルター退所後、夫の元へ戻った方もいます。緊急 一時保護施設での生活はまず、息せき切って逃げてきて、乱れた呼吸を安心 して整えるところです。今後の生活を安定させるためには、整えた呼吸が自 然に自分のものとなっていくことが大切です。本当にこれでよかったのか

と揺れる気持ちと向き合っていくには、2週間は短かすぎます。中長期シェ ルターでの新しい生活全般の見守り、被害女性と子どもの精神的・身体的サ ポートを関係機関が連携を取り、ネットワークで継続的に支援していくこ とが大切でその体制をどのように作っていくか関係機関と共に考えていき たいと願っています。

(文責:常勤スタッフ)

#### NPO法人 グループ・ビボからのお知らせ

すくらむ21委託公開講座

テーマ「子どもの声が聴こえますか? |

- 日 時:11月3日(土) 13:30~15:30
- 所:川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)4F多目的室
- 師:内田良子さん(こども相談室「モモの部屋」主宰)
- 象:市内在住・在勤・在学の方 先着40 名
- 参加費:無料
- 保 育:有(要予約)
- 申込み・問合せ:090-1807-0289 (10:00~17:00)

## ~中期自立支援に向けて~

特定非営利活動法人ウィメンズハウス・花みずき

#### ①活動のはじまり

家庭内で起きた暴力から逃れようとした女性と子ども達が、緊急避難を 希望しても平成11年当初は、半数の人は断られていました。県内のどこの 保護所も満室で空きがなかったからです。川崎市内にもまだ「女の駆け込み 寺」つまり民間シェルターは一箇所もありませんでした。せめて、一部屋で も欲しいと願った女性達が、8年前にひっそりと非公開の場所で始めまし た。私たちはボランティアグループとして、民間アパートの一室を借り、そ の部屋に布団や冷蔵庫など日用品を持ち寄りました。そして、いつでも支援 できるように事務所やスタッフと繋がり安心して過ごせるように、その部 屋を整えたのが始まりでした。

その後、年毎にシェルターの利用者が増えたことにより、シェルターの居 室、ステップハウス、事務所を広げて続けています。昨年からは、NPO法人 となり社会的責任を担う事業として努めています。

#### ②最近の利用から

避難してくる女性達は、県や市の相談窓口を通して入居して来ます。入居 時はとりあえずの手荷物を抱え疲労困憊していますが、徐々に回復に向か い数週間も経つと、ほとんどの人は退所後の安心できる生活を考え始めま す。新しくアパートを見つけて再出発を始める人も多く、その為のあらゆる 援助を花みずきでは行っています。

最近は、息子や娘など家族からの暴力から逃れてくる女性もいます。例え ば、その息子や娘は自宅に閉じこもり社会に出られないまま20代、30代 になり精神的に追い詰められています。必死にわが子を支えてきた母親も 60歳代になるなど高齢化も加わり、心身の健康を損ねてしまい、共に生活 していくことは限界でした。そこで、市の福祉課に相談した結果、急遽、避難 し保護することになりました。しばらく花みずきを利用した後、高齢者施設 内にある老人虐待のための保護の部屋へ移っていきました。これまでは、社 会的には評価されている働き盛りの男性が、家庭では暴力を振るうという 例が主でしたが、この頃は加害男性が無職であるなど、経済的に精神的に不 安定な人が増えてきています。

また、DV (ドメステックバイオレンス)防止法の改正により、身体的な 暴力に加え、言葉の暴力を含めた精神的暴力を受けた人たちも保護の対象 として拡大されました。実際は、被害女性のほとんどは、うつ症状などがあ り精神科治療中です。そして、家事、育児が困難な人が多くなっています。食 事が作れない、会話が不十分でコミュニケーションがとれないなど、生活面 での苦手が多く、花みずきでは食事の提供から心理的な面接まで終日の支 援をしています。利用者の中には、短い期間の利用では退所後の方向が決め られず身内の所に帰る人もいます。

#### ③花みずきのステップハウス<中期利用による自立支援>

シェルターで数週間を過ごす間に、全く新しい住まいや仕事を探すこと は非常に困難なことです。そのため、花みずきでは、就労して自立したいと 願っている人、施設に入り安心した生活を送るための待機中の人など中期 的な利用を希望する人達に、女性専用のマンションを設けてあります。これ までに、20代の女性が、新しい仕事を見つけ継続できる見込みがつくまで の数ヶ月利用した例がありました。彼女たちは今も、順調に就労しているよ うです。このステップハウスは、DV支援としてある女性オーナーから部 屋を提供してもらい、合わせて部屋と利用者の見守りもボランティアでし てもらっています。

#### 4 求められる継続した社会的支援

一人で悩みを抱え続けてきたことから心が傷つき、治療してもすぐには 癒えない状態で来る女性たち。その支援スタッフには、専門性が必要とさ れます。福祉、医療、心理等の有資格者や経験を生かし研修を重ねています。 しかし、24時間体制の休日のない支援が必要とされる現場のスタッフ・ NPO法人への継続した人材・資金面からの公的支えが不十分なため民間の 善意に頼っている現状です。民間企業や個人の助成金、物品の提供、ボラン ティアの人たちなどにより運営されています。私たちは、家庭内の家族間で 起きている暴力は見えにくい、分かりにくい問題ゆえに、地域社会の目で早 期対応し、問題解決を図る必要を痛感しながら活動しています。DV等の被 害者は我慢の限界がきてから、シェルターに辿り着いていますから、「もっ と早く相談して欲しかった!」と感じています。市内でも電話や来所窓口な ど相談できるところは、増えてきています。「もしかして、DV?と思った ら、どうか、お早めにご相談下さい」

(文責:理事 大塚加代子)

#### NPO法人 ウィメンズハウス 花みずきからのお知らせ

#### すくらむ21委託公開講座

テーマ「気づいてほしい心と身体のバランス」

日 時:10月27日(十)開演14:00 (開場13:30 場 所:新百合21ビル多目的ホール(B2)

容:【第一部】講演(14:10~15:20)

トラウマティックなことに出会ったら ~災害・虐待・DVなどのストレスがもたらす心理とその対応~」 講師:木村弓子氏(武蔵野大学心理臨床センター主任) 【第二部】護身術(15:30~16:00) 暴力・DVから身を護る「防犯安全教室」

講師:神奈川県警 多摩警察署 生活安全課警察官 対 象:先着200名(多くの方々のご参加をお待ちしています。) 参加費:【一般】¥500 (資料代含む)【学生】無料

備 考:手話通訳・要約筆記あり 申込み・問合せ:(NPO法人 ウィメンズハウス・花みずき) TEL 044-900-7781 / FAX 044-900-7797 (NPO法人 サイレント・サポート) TEL&FAX 044-965-4311

#### ~DV被害からの回復とエンパワメントをめざして~ カラカサン-移住女性のためのエンパワメントセンター

「カラカサン一移住女性のためのエンパワメントセンター」は、2002 年に設立された、移住女性と子ども支援の民間団体です。1990代後半か ら活動していたフィリピン女性の自助グループのメンバーや支援者を中心 に設立され、主に、DVの被害を受けた移住女性とその子どもたちのエン パワメントのための活動に取り組んでいます。DV被害女性を対象とした 活動としては、1)相談やカウンセリングをつうじた危機介入、2)緊急-時施設退所後のアパートや母子寮など自宅への訪問、自助グループ、ヒーリ ングのためのワークショップ、自らの権利を学ぶためのセミナーや集会の 開催などをつうじた、被害女性の中・長期の回復や自立に向けた支援を主に 行っています。また、子どもを対象とした活動としては、相談、自宅訪問カウ ンセリングの他、ことばや料理などの多文化教室の開催、フリースペースや

月一回の野外活動、夏のキャンプ、クリスマス会などをつうじた相互交流活 動があります。

カラカサンでは、こうした活動の中で、移住女性と子どもたちが、暴力な どによって失われた尊厳や内的な力の回復することと同時に、すべての人 が尊重され、人間として大切にされる社会づくりをめざしています。被害女 性と子どもの尊厳や力の回復には非常に長いスパンでの取り組みが必要で すが、とりわけ居場所やコミュニティのなかでの当事者間の相互の関わり や助け合いが大切であることを実感しています。

移住(外国籍)女性へのDVには、身体的、精神的、性的暴力など日本人女 性への暴力に共通する部分と、文化的暴力、在留資格などの法的地位の弱さ を利用した暴力など、移住女性ゆえに経験する特有の暴力があります。内縁 の日本人夫からの身体的などの暴力から子どもと共に逃れたフィリピン女 性のAさんは、夫が婚姻や在留資格手続きなどに一切協力しなかったため、 母子ともにオーバーステイという非常に不安定な状態に置かれていまし た。日本での滞在資格を得るためには、少なくとも子どもが父親からの認知 を受けていることが必要でした。2004年にAさんがカラカサンに相談に 来た当時は、子どもの父親は行方不明の状態でした。カラカサンの支援は、 行方不明の父親探しから始まり、子どもの認知のための父親との交渉、母子 の在留特別許可を求めた入国管理局への出頭申告支援などに及びました。 もちろん、住む場所や生活に困っていたAさん母子への生活支援や不安定 なAさんへのカウンセリングも続きました。その間、Aさんは一度、認知を した子の父のもとに戻った時期がありました。しかし、数ヶ月後に命の危険 を感じる暴力をきっかけに、再度、助けを求めて保護されました。入管への 出頭申告から1年を経た2007年春、母子にようやく在留特別許可が認め られました。そして現在、母子は、カラカサンの自助グループ活動や子ども プログラムにも積極的に参加し、困難がありながらも、母子での生活をしっ かりと歩み始めています。Aさん親子が力を取り戻していく過程を支えた のは、カラカサンの活動をつうじて出会った多くの移住女性たちとの関わ りではなかったでしょうか。

2004年のDV防止法の一次改正では、移住女性のDV被害の深刻さを訴 える当事者や支援者の声が国会にも届き、条文に「国籍を問わず、被害者の 人権を尊重すること」という規定が盛り込まれました。しかし、地域におけ る移住女性被害者への支援はようやく最低限の保護が手に届くようになっ た、というのが現状です。移住女性と子どものDV被害からの回復と自立支 援のために、今後、行政と民間のより強い連携が求められていると痛感しま す。

(文責:スタッフ 山岸素子)

#### 【カラカサンからブックレットのご紹介】

ブックレット「移住女性が切り拓くエンパワメントの道-DV を受けたフィリピン女性が語る」(解放出版社、2006年 12月発行、日本語・英語) カラカサンの自助グループ活動 をつうじて、6人のフィリピン女性が自らの被害経験とそ れを乗り越えたエンパワメントの経験を共有し、暴力のな い社会への提言をまとめたものです。移住女性へのDVの 現実やカラカサンの活動について詳しく知りたい方は、ぜ ひご一読ください。



URL: http://www.k5.dion.ne.jp/~kalakasa/



AUTUMN 2007 | 対らむ 21 通信 5

#### インターンシップ10日間の軌跡

# 働くっておもしろいと実感

経済社会が高度化・複雑化することに伴う、職業そのものや職業に求 められる能力は変化してきました。また、働き方の多様化等により、卒 業後の職業・働き方の選択に当たっての自己決定の重要性が増していま す。昨年夏に始まった本事業も2年目となり、プログラムを通じて学 生1人ひとりが自分自身と向き合い、男女ともに身近な男女共同参画 社会のあり方を考え、職業人そして地域人と出会い、多様な働き方、生 き方を考える機会として位置づけ取り組んでまいりました。

- ◆時期:2007年8/21~8/31(10日間)
- ◆対象:8大学15名(大学2、3年生)

#### 1. すくらむ21 インターンシップの特徴

- (1) 身近にある男女共同参画に対する理解を深めるプログラム: 男女共同参 画を身近なこととして理解し、社会全体を幅広く見て、これから自分が どの方向に進んだら良いか、自立してどのように生きていきたいのか、 そのためには、どのような職業選択が望ましいかを考える内容です。
- (2) 自分(「個」)を磨くプログラム: 10 日間のプログラムを実践すること

により、複数の学生との交流、サポーターであるシニア、先輩大学生、各 講座等への参加市民との交流を通じて、コミュニケーション能力、企画 判断力、実行力を高めさせ、将来どの分野どの組織に属しても必要とさ れる「個」をめざします。

(3) 将来の自分を発見するプログラム: 現在社会で活躍中の現役職業人、既 に社会経験を卒業したシニア、との出会いの場を作り、参加学生は将来 の姿をイメージすることができます。

企画作りを継続

#### 2. 実施プログラム

	①仕事のセンスアップ体験	②出会いをキャリアのプラスにしよう	③世代交流によるコラボ企画	
3つの柱	働く上で、職業に共通して必要となる 考え方&スキルを先輩仕事人である 講師から学ぶ	さまざまな働き手の人へ密着し、職業 理解を深め、自分自身の生き方、働き 方を見つめる	地域のシニアと学生とのコラボレーション により、すくらむ21まつりに向け、新たな講 座の企画を創りだす	
1日目 8/20	川崎市の男女共同参画センターの役 割&施設理解	10日間のプランニング 自己紹介と他者理解		
2日目 8/21	体験ワークショップ① ショービジネスの裏側をのぞこう〜プロに学ぶ1日ショー作り〜 市民と一緒に学ぶ体験講座(多目的室とホールにて)			
3日目 8/22	体験ワークショップ② 「文化に見るジェンダー格差」		地域課題を世代を超えて 学ぶ「すくらむ塾」に参加	
4日目 8/23	体験講座③ 「多様な働き方と職場のマナー」		コンセプトづくり	
5日目 8/24		職場体験((株)キャリアライズ)	オブション参加 8/25(土)	
6日目 8/27	体験ワークショップ③ 「キャリアの描き方のヒント」 体験講座④ 「先輩に学ぶ痛快セルフマネジメント術」		女子中高生と すくらむ21 おまつり企画立案 理系進路選択支援	
7日目 8/28	体験講座⑤ 「広報の極意! 技とセンスを学ぶ」	ハッピーな先輩仕事人セミナー ①新聞記者「記者という職場の現場」 ②テレビ神奈川協力「報道の裏側」	セミナーにて 運営スタッフ体験 広報活動実践 プレリリース作成	
8日目 8/29		職場体験2日目((株)キャリアライズ) 東京電力株式会社		
9日目 8/30		ダイバーシティ推進室訪問 〜働きやすい職場づくり〜	本格派 ・企画の再考 ・スケジュール作り ・役割分担	
10日目 8/31	まとめ	・発表「10日間を振り返る 報	告会」 OBOG会を作り、	
			第2期生としてす くらむ21まつりの	

#### 3. 写真で振り返る研修の様子



ショービジネスの現場で働く人の思いや努力、プロ意識に触れると同時に、 舞台を使って、市民の方と一緒になって、1日ショーを体験しました!

【市民参加者の声】 楽しかったです!私も背中を押していただいて、区民 ミュージカルに参加することにいたしました。また機 会があれば参加したいです。今まで、すくらむ21の存 在を知らずに「ソンしてたわ~」って思いました。きっ かけをありがとうございます。私も地域のために何か できないかなと考えるようになりました。

**6**∃∃

最後、全員集合!

(市民・40 代女性T さんの感想)

一般社員~社長になる までの山田さんの経験

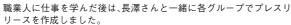
と仕事を愉しむセルフ マネジメントの方法を 学びました。

10⊟≡



すくらむ塾を市民の方と共に 受講しました。ユニバーサル デザインの視点から暮らしや すい地域づくりについて考え ました。





各事業部のマネージャーや役員が参加 する中職場体験の様子や企画を発表し ました。





#### 4. 全体を通じての学生の感想

- ●働き手の見えない苦労やどの仕事もやってみるととても楽しくて、充実し た達成感が得られた。今までやってもいないのに、この仕事はこうだから 駄目だ、とか、あの仕事はキツイとか勝手に決め付けていたが、実際やっ てみないことには、何もわからないと思い直すことができたので、もっと いろんな視野から自分の将来にアプローチして行こうと思った。
- ●どのような職業でも自分なりの考え、意思を持って自分が納得できるよ うに仕事をしていることがわかりました。インターンシップ中に出会った 方々は流れにまかせることなく自分の仕事に誇りを持っていて、とても参 考になりました。私も自分の目標となる北極星を見つけていきたいです。
- ●社会と向き合うことは、「知ること」そして「希望を持つこと」シニアの方、 (株) キャリアライズの方からのレクチャーを通して、社会について新たに

知ることばかりでした。そして「知る」につれて、働くことに希望を持てる ようになりました。働くっておもしろい!ことだと思います。受身で過ご していた学生生活を見直したいと思います。

#### 5. 最後に

今回の事業を支えた5名のサポーターは、「私たちも就職活動の経験を活 かして何か役にたちたい!」と手をあげてくれた昨年度インターンシップ生 と「人生経験・職業経験を活かし自分にできることで楽しみながら関わりた い」と参加してくださったシニアの方々です。また、センターを基点とし、日 頃センターを支援してくださっている団体、企業にご協力いただき講師とし て、職業人の先輩として、本事業に携わっていただきました20名を超える 皆さまにこの場を借りて厚く御礼申し上げます。インターンシップの詳細は、 ホームページをご覧下さい。URL: http://www.scrum21.or.jp